

情報共有システム（営繕工事編） Q&A （R7.2.10 時点）

Q1. 共通仮設費への積上げるとはどのように行うのか。

A1. 情報共有システムに要する費用は、長崎県公共建築工事共通費積算基準の表-2 共通仮設費に分類されますが、共通仮設費率に含まれていません。よって、RIBC において「共通費積み上げ等」内の「共通仮設費（積上）」に計上してください。また、発注者利用指定工事の場合は、入札公告文や現場説明書、特記仕様書において、運用ガイドラインの例文に従って、費用が計上されている旨を記載してください。

Q2. 共通仮設費に積上げる費用はいくらになるのか。

A2. 複数のシステム事業者があるので、3者以上の見積を徴取し、最安値の費用を消費税抜きて積み上げてください。割引期間や使用状況にて金額が変わりますので、見積時には条件提示もれが無いようにご注意ください。

県と情報共有システム利用に関する協定を締結している下記の業者（以下、「システム事業者」という）は次のとおりです（R6.11.22 時点）。協定が整ったシステムは随時ホームページに掲載されます。

システム事業者名	サービス名
(株)アイサス	information bridge
(株)建設総合サービス	電納 ASPer
川田テクノシステム(株)	basepage
(株)建設システム	情報共有システム RevSIGN
(株)現場サポート	現場クラウド One
(株)ビーイング	BeingCollaboration
(株)コルク	KOLC+

Q3. システム業者の選定方法はどうすればよいのか。

A3. 発注者が当初設計する場合は、設計時に見積を徴収し、最安値のシステム業者を選定してください。契約後、受注者から相談された場合も最安値のシステム業者で協議を行ってください。協議の中で、使用に支障が生じることが判明した場合は、支障を生じない範囲の中で最安値のシステム業者を選定してください。協議時点の最安値でかまいません。使用中に最安値のシステム業者が現れても変更の必要はありません。

Q4. 設計時に想定していたシステム業者と、受注者が提案してきた業者が異なる場合はどうするのか。

A4. 発注者は最安値のシステム業者を設定しているが、受注者の都合で当初設計と異なるシステム業者を希望する場合は、契約金額の増額変更なしを条件に承諾することも可能です。ただし、受注者の指摘により、使用に支障があることが判明した場合は、契約金額の変更を行うことになります。

Q5. システム業者を変更する場合の取扱いはどうするのか。

A5. 使用に支障が認められない場合は、施工途中での変更は認めません。支障が認められた場合は、設計変更の手続きを行い、これまで使用していたシステムの清算を行うことになります。

Q6. 発注者利用指定工事において、契約後に受注者から情報共有システムを利用しない旨の申し入れがあった場合は、どうするのか。

A6. 受注者の都合による申し入れの場合は、原則、変更を認めません。しかし、利用できない環境など、受注者の責によらない事情がある場合は、その理由を記載した工事打合せ簿を取り交わした上で、契約図書を変更し、共通仮設費の積上げ分を減額変更することになります。

Q7. 発注者利用指定工事において、受注者が情報共有システムを利用しない場合の評価はどうするのか。

A7. 情報共有システム運用ガイドライン（営繕工事編）の【工事成績評定における評価】により、評価してください。

Q8. 情報共有システム運用ガイドラインにおいて、発注者利用指定工事となった場合、起工時に積算するという記載はないのか。

A8. ガイドラインに積算時期の記載はありませんが、発注者利用指定工事の場合は指定した段階で、情報共有システム料を共通仮設費に積上げてください。

Q9. 工期を日数で発注する場合、何か月分で積算するのか。

A9. 工事日数÷30 日/月で計算し、小数点以下を切り上げた数値を月分として積算してください。

（現時点で問い合わせたシステム業者からは、日割りの設定は無いと回答を得ています。）

ただし、4/1～3/31 までのように月数ピッタリの場合は、12 か月で検討をお願いします。

Q10. 受注者利用希望方式を採用した場合の費用の積算はどうするのか。また、どの時点に対応するのか。

A10. 受注者利用希望方式の場合は、起工時には受注者の利用が明確でないため、その費用を内訳書に計上しないでください。契約後に受注者が希望した場合は、工事打合せ簿を用いて契約変更の手続きを行ってください。費用の算出方法はA2. のとおりです。